平成２２年（フ）第８３２５号
千葉県成田市玉造１丁目26―７
債務者　林　　利浩
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３２８号
神奈川県横須賀市大津町４丁目24―22
債務者　秋本　真理
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３２９号
東京都板橋区高島平２丁目28―５―501
債務者　加藤　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３２号
神奈川県川崎市宮前区野川2278―２―201
債務者　井上　正吉
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３３号
神奈川県川崎市宮前区野川2278―２―201
債務者　鈴木　やす
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３４号
千葉県松戸市千駄堀1658―12佐々木史郎方、住民票上の住所東京都葛飾区西水元４丁目７―12
債務者　仲林　宏尚
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３５号
千葉県松戸市千駄堀1658―12佐々木史郎方、住民票上の住所東京都葛飾区西水元４丁目７―12
債務者　仲林　一枝
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３９号
東京都大田区西馬込２丁目31―５―512
債務者　比嘉　良和
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４３号
千葉県船橋市飯山満町２丁目530―27
債務者　川元　芳江
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４４号
千葉県船橋市飯山満町２丁目530―27
債務者　川元　　健
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４５号
東京都江東区塩浜１―５―２―501佐塚悦子方、住民票上の住所東京都江戸川区春江町５丁目27―22
債務者　我部　忠弘
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４６号
埼玉県三郷市鷹野３丁目１―１―106
債務者　黒澤亜矢子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４９号
東京都豊島区西池袋４丁目８―17―102
債務者　村松　明美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３５０号
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾２丁目７―13―301
債務者　岩渕　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３５５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保711―11
債務者　恒松　理絵
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部